

横福指第 189号

令和 4 年（2022年） 3 月 31日

指定（介護予防）訪問看護事業者 様

横須賀市長 上 地 克 明

（公 印 省 略）

指定（介護予防）訪問看護事業所におけるサテライトの設置について（通知）

標記について、指定（介護予防）訪問看護事業所におけるサテライトの設置に関する取扱いを別紙のとおり定め、本年 4 月 1 日から施行することとしたので通知します。

なお、サテライトの設置にあたっては、設置予定日の 1 月以上前までに、市との事前協議が必要であることを申し添えます。

また、「指定（介護予防）訪問看護事業所におけるサテライトの設置について（通知）」（平成25年10月 1 日横福指第149号、平成28年 4 月 1 日一部改正横福指第 1 号）は廃止します。

事務担当 横須賀市民生局福祉部指導監査課

指導監査第 2 係

電話 046（822）8393

(別紙)

## 指定訪問看護等におけるサテライトの設置について

### 1 基本要件

サテライトは、「地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から、本体事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」であることを踏まえ、主たる事業所と併せて次の要件を満たすこと。

- (1) 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- (2) 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- (3) 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- (4) 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- (5) 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

### 2 設置要件

#### (1) 設置者

主たる事業所の設置者と同一法人であること。

#### (2) 設置場所

サテライトの設置は、横須賀市内に限ること。

#### (3) 名称

サテライトの名称は、主たる事業所のサテライトであることを明確にすること。

【例】「〇〇訪問看護ステーション△△出張所」等

(「出張所」の部分は、支店や営業所などサテライトであることが明確になる名称とすること。)

#### (4) 設置数

サテライトの設置数は、原則として、主たる事業所に対し、1箇所とすること。ただし、管理体制等について市と協議し、その協議が整った場合はこの限りでない。

### 3 人員要件

#### (1) 管理者

主たる事業所に置かれている管理者は、サテライトを含めて一元的に管理すること。

#### (2) 看護職員

病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所又は指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション等」という。）のサテライトにあつては、主たる事業所と併せて指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の提供に当たる保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）を常勤換算方法で2.5以上となる員数を配置し、病院又は診療所である指定訪問看護事業所又は指定介護予防訪問看護事業所のサテライトにあつては、主たる事業所と併せて指定訪問看護等の提供に当たる看護職員を適当数配置すること。

なお、勤務形態については、常勤・非常勤、勤務形態や勤務時間数を問わない。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

指定訪問看護ステーション等のサテライトにあっては、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を実情に応じた適当数を配置することができること。

#### 4 設備要件

指定訪問看護ステーション等のサテライトにあっては、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護等の提供に必要な設備及び備品等を備えること。また、病院又は診療所である指定訪問看護事業所又は指定介護予防訪問看護事業所のサテライトにあっては、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護等の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護等の提供に必要な設備及び備品等を備えること。

#### 5 運営要件

(1) 主たる事業所の役割

基本要件に定めるもののほか、主たる事業所においては、サテライトにおける職員の人事や給与、福利厚生等の勤務条件等などについて一元的に管理すること。

(2) 実施地域等

サテライトの営業日及び営業時間等は、運営規程で定めること。

また、サテライトの事業の実施地域は、主たる事業所の通常の事業の実施地域の一部とし、運営規程で定めること。

#### 6 手続

(1) 設置に係る事前協議

主たる事業所の指定申請と同時にサテライトを設置しようとする場合は、サテライトを含めて指定申請を行うこと。

また、指定後にサテライトを設置しようとする場合は、事前協議が必要であること。この場合、事前協議の結果が出るまで日数がかかる場合もあるため、サテライトの設置予定日の1月前までに事前協議を行うこと。

(2) 事前協議後の届出等

主たる事業所の指定申請と同時に行う場合は、申請提出期限までに、指定後にサテライトを設置しようとする場合は、サテライトの設置予定日の10日前までに、それぞれ必要書類を提出すること。